

鋼船規則

S 編

危険化学品ばら積船

規則

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 26 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2023 年 6 月 30 日 規則 第 18 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-3.を次のように改める。

-3. 危険化学品を積載する船舶の構造，設備等は，本編の規定によるほか，次の規定にも適合しなければならない。

- (1) 危険化学品ばら積船のうち，ばら積みの油を貨物又は貨物の一部として輸送する，船の長さが 150 m 以上の二重船殻構造の船舶：**CSR-B&T 編**
ここで，船の長さとは，**A 編 1.1.2-5.(1)**に定める船の長さをいう。
- (2) **(1)**以外の一体型タンクを有する船舶：**C 編 ~~29 章~~ 2-7 編**
- (3) 引火性を有する貨物を積載する船舶：**C 編 ~~29.1.2~~ 2-7 編 2.1.1** 及び **~~29.1.2.4~~ 14.2** 並びに **D 編 14 章**

4 章 貨物格納設備

4.2 設計と建造

4.2.2 重力式タンク

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 重力式タンクを構成する部材の寸法は、**4.2.1(1)**に規定する荷重を考慮し、**C 編 14 章の規定及び C 編 29 章に規定する油槽船の貨物油タンクの構造関係の該当 2-7 編及び 2-9 編**の規定を準用する。

-2. 重力式タンクの溶接は、**C 編 29.13-7 編 12 章**の規定による。ただし、~~表 C29.20C~~**編 2-7 編表 12.1.2-1.**のうち、F3 は F2 として適用する。

附 則

1. この規則は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の規則に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 13 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

改正その 1

S15 特定の貨物に対する特別要件

S15.11 酸

S15.11.2 を次のように改める。

S15.11.2 耐食処理

- 1. ライニングとは、貨物タンク又は管装置に対し、適当な弾性特性を有する固体の状態で施工される耐酸性の材料であって、スプレーで施工されないものをいう。
- 2. 規則 S 編 15.11.2 にいう「ライニング材料の弾性率は、母材の弾性率より小としてはならない」は、ライニング材と母材の境界で剥離しないことをいう。
- 3. ライニング又は耐食材料の使用は、貨物ポンプ室の囲壁（底面及び底面より 1 m の高さまでの囲壁）にも適用される。

附 則（改正その1）

1. この達は、2023年6月30日から施行する。
2. 2023年1月1日より前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

S16 作業に関する規定

S16.2 作業要件

S16.2.7 を次のように改める。

S16.2.7 過大な熱にさらしてはならない貨物

-1. 過大な熱にさらしてはならない貨物を積載するタンクが加熱される場合又は加熱される他のタンク（貨物タンク，燃料油タンク等）に隣接する場合には，固定式温度計及び温度警報装置を設置すること。

-2. 規則 S 編 16 章 16.2.7-3.にいう「防熱」とは，断熱構造による防熱（例えば，真空構造による断熱，断熱材による断熱等）であって，タンク内の貨物が直射日光等により熱せられ，当該貨物に影響を与える温度まで上昇することを抑えることができるものをいう。

-3. 規則 S 編 16 章 16.2.7-3.及び-4.にいう「甲板タンク」とは，暴露甲板上にボルト又は溶接等により堅固に固定され設置される独立型タンクをいい，船体の一部を構成する一体型タンクの膨脹トランク等を含まない。

S17 最低要件

S17.1 一般

S17.1.1 適用

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 S 編表 S17.1 にいう「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 P（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」及び「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水 S（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるものに限る。）」は次の通りとする。

- (1) 「海底およびその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水」とは、船舶又は海洋施設による海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水を運送することを目的として、液体化学薬品ばら積船に積み替えたものをいう。
- (2) 「その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康にかかわる被害を生ずるおそれがあるもの」とは、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて、海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」の別表上欄に掲げる項目ごとの検出値が、それぞれ同表下欄に掲げる値を超えるものをいう。
- (3) 廃水 P は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃を超えるもの
 - (b) 硫化水素が発生しないもの
- (4) 廃水 S は次のいずれかに該当するものとする。
 - (a) 引火点が 60℃以下のもの
 - (b) 硫化水素が発生するおそれがあるもの（捕集材又は殺菌剤により硫化水素の発生を防止する措置を施したものも含む。）

附 則（改正その2）

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。

S2 船舶の残存能力及び貨物タンクの位置

S2.7 浸水の仮定

S2.7.8 船楼の浮力

-2.を次のように改める。

-2. 規則 S 編 2.7.8(2)において、水密滑り戸は本編に他に規定のない限り、規則 C 編 ~~13.31~~2.2.2 の要件を満足するものとし、その遠隔操作は、安全にかつ迅速に近づける場所から行えること。また、残存復原性の規定最小範囲内に水没する風雨密の開口は、平衡状態において確実に閉鎖できること。

S2.9 残存要件

S2.9.2 浸水のすべての段階における残存基準

-1.を次のように改める。

-1. 規則 S 編 2.9.2(1)にいう水密滑り戸は、本編に他に規定のない限り、規則 C 編 ~~13.31~~2.2.2 の要件を満足するものをいう。

S2.9.3 最終平衡状態における残存基準

-3.を次のように改める。

-3. 規則 S 編 2.9.3(1)の規定の適用上、「風雨密に閉鎖し得る他の開口」には、規則 C 編 ~~23.6.5-2.1~~14.12.3.1-3.又は規則 CS 編 21.6.5-2.に従って風雨密の閉鎖装置を備える通風筒であっても、運航上の理由から、機関室又は非常用発電機室（非常用発電機室は、復原性計算において浮力に算入されている場合又は下方に通じる開口を保護している場合）に給気を行うために開放しておく必要がある通風筒を含めない。

S4 貨物格納設備

S4.2 設計と建造

S4.2.1 を次のように改める。

S4.2.1 一般

規則 S 編 4.2.1(2)において、の適用にあたって、次によること。

- (1) 規則 C 編を適用する船舶の場合、規則 C 編 1 編 10.9 によること。
- (2) 規則 CS 編を適用する船舶の場合、貨物タンクに積付率 20%～80%の半載を行う場合、スロッシングを考慮した構造強度としなければならない。ただし、タンクの長さが 10 m 又は船の乾舷用長さ L_f の 10%のうちいずれか大きい方の値を超えない場合は、スロッシング荷重を考慮しなくて差し支えない。

S14 人身保護設備

S14.1 保護装具

S.14.1.2 を次のように改める。

S14.1.2 保管場所

本編の適用を受ける貨物を取扱うために一度以上使用した保護装具は、貨物エリア内に設置されたロッカのみに保管することを原則とする。うち1組は常に貨物ポンプ室近くのロッカに格納する。貨物エリア内に設けられる保護装具のための専用ロッカの構造は、**規則 C 編 ~~19 章~~ 1 編 11.3.3**の規定に従うこと。ただし、やむを得ない場合には、**図 S14.1.2-1**に示すような居住区域及び業務区域との間に何らかの開口を有しないストア又はロッカで貨物エリア外にあるものに格納してよい。なお、本規定は新品又は未使用品若しくは十分に洗浄した後使用していないものには適用しない。

S14.2 安全装具

S14.2.10 を次のように改める。

S14.2.10 除染シャワー及び洗眼器

除染シャワー及び洗眼器は、カーゴマニホールド部や貨物ポンプ室等の直接貨物の飛散を受けやすい場所の近くに設け、洗浄中に、さらに貨物の飛散を受けないよう、周囲壁を設けること。この周囲壁の構造は、**規則 C 編 ~~19 章~~ 1 編 11.3.3**の規定によること。また、この配管は**規則 S 編 6 章**の規定に適合した金属製の固定配管とし、凍結防止のため防熱を施すか、又は適当な位置にドレン抜きを設備すること。

附 則（改正その3）

1. この達は、2023 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に建造契約が行われた船舶
 - (2) 施行前の達に適合する船舶の同型船であって、2025 年 1 月 1 日前に建造契約が行われた船舶